



色でつながる、色でつなげる。

証券コード 385A  
2026年3月11日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

大阪市中央区博労町一丁目7番16号  
山 本 通 産 株 式 会 社  
代表取締役社長 郡 司 哲 雄

## 第 73 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト

[https://www.ytc-j.co.jp/ir\\_info/](https://www.ytc-j.co.jp/ir_info/)



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニュー「IR情報」より「株主総会」を選択してご確認くださいませますようお願い申し上げます。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

◆東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山本通産」又は「コード」に当社証券コード「385A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）による議決権行使の場合、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前11時
2. 場 所 大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番16号  
本社8階 大会議室  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

報告事項 第73期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告並びに監査役の監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第73期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員でない取締役)5名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員でない取締役)の報酬の額決定の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員)3名選任の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員)の報酬額決定の件
- 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件
- 第9号議案 会計監査人選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社宛にご通知ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第73期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第73期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は、電子提供措置を行っている各ウェブサイトに掲載しております電子提供措置事項のうち計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）に記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

### 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、利益配分にあたり、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額は97,416,120円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその総額

なし

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその総額

繰越利益剰余金 97,416,120円

### 第3号議案 定款一部変更の件

当社は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場を機に、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、取締役会における監督機能と監査役による監査機能の一体化を図り、社外取締役による外部目線からの監督・監査とガバナンス体制の実効性向上を目的として、現在の監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することにいたします。また、現行定款における事業内容の明確化を図るため、当社の事業活動に即し事業目的の一部を削除いたします。

これらに伴い、関係する定款の一部の規定を変更、新設又は削除を行います。変更の内容は別紙「現行定款・変更案 新旧対照表」のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

第4号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>いしかわ よしのすけ 石川 吉之助 (1941年8月29日)</p>	<p>1965年4月 大日本化学インキ工業株式会社（現DIC株式会社）入社</p> <p>1972年10月 当社 入社</p> <p>1974年1月 当社 取締役</p> <p>1981年2月 当社 常務取締役</p> <p>1997年6月 Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任）</p> <p>1998年3月 当社 代表取締役常務</p> <p>2000年1月 当社 代表取締役専務</p> <p>2002年3月 当社 代表取締役社長</p> <p>2011年3月 当社 代表取締役会長（現任）、Yamamoto Trading(Taiwan) Co.,Ltd. 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 該当事項はありません。</p>	91,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>石川吉之助氏は、1974年に当社の取締役に就任以来、一貫して当社の経営に携わってまいりました。2002年からの10年間は、代表取締役社長として当社グループの成長を牽引し、2011年の会長就任以後は、経営活動全般の監督に加え、取引先との関係強化や次世代の経営者の育成に尽力しております。特に、2025年の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場を主導するなど、次の100年に向けた当社グループのさらなる成長基盤と経営基盤の整備に貢献しております。</p> <p>これまでの豊富な経験と高い見識は、当社の持続的な成長に不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、取締役への選任が承認されますと、本株主総会終結後の取締役会において、代表取締役会長に選定される予定であります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 久保 泰幸 (1976年1月17日)	1998年4月 当社 入社 2017年1月 Yamamoto Trading Malaysia Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2018年2月 Yamamoto Trading (Thailand) Co., Ltd. 取締役(現任) 2021年3月 当社 執行役員 2022年7月 当社 執行役員 第2営業本部長 2022年10月 Yamamoto Trading (Vietnam) Co., Ltd. 取締役(現任) 2024年3月 当社 常務執行役員 第2営業本部長 2025年3月 当社 専務取締役 第2営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	27,790株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>久保泰幸氏は、1998年の当社入社以来、一貫して営業部門に従事し、当社の営業基盤構築に寄与してまいりました。2017年からは東南アジア地域の責任者として、マレーシア、タイの現地子会社における Managing Director を歴任したほか、ベトナム拠点の立ち上げを主導するなど、海外市場の開拓に尽力してまいりました。</p> <p>2022年の帰任後は、本社第2営業本部長となり国内営業部門を統括し、2025年3月からは取締役として国内外の事業拡大を牽引しております。同氏の豊富な海外事業経験とリーダーシップは、当社グループの成長戦略の推進に不可欠であり、次世代の経営を担う人財として最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、取締役への選任が承認されますと、本株主総会終結後の取締役会において、代表取締役社長に選定される予定であります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	<div data-bbox="268 577 331 618" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 上野 嘉人 (1963年1月25日)	1985年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社 2016年7月 当社 入社 社長付 2017年3月 当社 取締役 経理部長 2017年4月 Yamamoto Trading (Taiwan) Co., Ltd. 監査役（現任） 2019年3月 YAMAMOTO TRADING KOREA CO., LTD 監査役（現任） 2020年3月 当社 取締役 管理本部長 2021年3月 当社 取締役上席執行役員 管理本部長 2022年3月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 2022年11月 Yamamoto Trading (Shanghai) Co., Ltd. 監査役（現任） 2024年3月 当社 常務取締役 管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	28,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>上野嘉人氏は、金融機関での長年の職歴を通じ、資金管理や金融取引に関する高度な専門知識を有しております。当社入社以後は、経理部長、法務部長等の職務を歴任し、管理部門の責任者としてグループの成長を支えてまいりました。特に2025年の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場に際しては、実務責任者として内部管理体制の整備を指揮したほか、自己株式の処分による資金調達を成功させるなど、上場の実現と経営基盤の強化に貢献しております。</p> <p>今後、海外市場への業容拡大に伴い複雑化する経営課題に対し、同氏の専門的知見を活かした経営管理と適切なステークホルダー対応を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	<div data-bbox="268 488 331 521" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 橋高 茂樹 (1973年2月8日)	1995年4月 当社 入社 2022年1月 当社 管理本部商品安全部長兼物流本部 調達部長 2022年3月 当社 執行役員商品安全部長兼調達部長 2022年11月 Yamamoto Trading (Shanghai) Co., Ltd. 取 締役(現任) 2023年1月 当社 執行役員物流本部副本部長兼商品 安全部長 2023年3月 当社 取締役執行役員物流本部長兼商品 安全部長 2025年3月 当社 取締役経営企画室長(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	10,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>橋高茂樹氏は、応用化学の専門的知見を有する人財として、入社以来、当社の強みである専門性を活かした営業分野において研鑽を積んでまいりました。2018年からは商品安全部長として、高度な化学品法規制への対応や商材の用途管理を統括し、顧客に対する付加価値の向上とコンプライアンス体制の強化を実践してまいりました。</p> <p>2023年の取締役就任後は、商材への深い知見に加え、卸売業の基盤である物流本部を管掌しております。また、2024年からは経営企画室長を兼務し、グループ全体の成長戦略の策定を担っております。</p> <p>化学品の法規制対応に精通した実務能力と、経営企画における戦略的視点を併せ持つ同氏は、当社グループの持続的な成長を支える次世代リーダーとして不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
5	<p><b>新任</b></p> <p>いまづ ゆうき 今津 有揮 (1973年6月28日)</p>	<p>1998年4月 当社 入社</p> <p>2014年1月 Yamamoto Trading (Shanghai) Co.,Ltd. 取締役(現任)</p> <p>2021年1月 当社 海外統括本部長</p> <p>2021年3月 当社 執行役員兼海外統括本部長</p> <p>2022年11月 Yamamoto Trading (Shanghai) Co.,Ltd. 董事長(現任)</p> <p>2023年1月 当社 執行役員兼第3営業本部長</p> <p>2025年1月 当社 執行役員兼グローバル営業本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>今津有揮氏は、1998年の入社以来、一貫して営業部門に従事し、当社の営業基盤構築に寄与してまいりました。2014年からは海外子会社(上海)の役員として東アジア地域の市場拡大に注力したほか、海外統括本部長を歴任するなど、当社グループのグローバル戦略を牽引してまいりました。2021年の執行役員就任後は、取締役を補佐するとともに、事業計画に基づく具体的な海外戦略の立案・実践において中核的な役割を担っております。</p> <p>これまでの豊富な海外事業経験と市場開拓の実績は、今後の当社グループのさらなる成長に不可欠であり、グローバル戦略を強力に推進する人財として最適であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本議案が承認可決されますと、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等損害賠償責任保険契約を締結する予定であります。
3. 「所有する当社の株式数」は、2025年12月31日現在の当社株主名簿による株式数を記載しております。なお、候補者番号5今津有揮氏は、本招集通知発信日現在において「山本通産従業員持株会」に加入しており同持株会を通じて当社株式の一部を所有しております。本議案が承認可決され取締役に就任いたしますと、持株会規約により同持株会から退会する予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員でない取締役）報酬の額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、株主総会において、年額 220,000 千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額 500,000 千円以内と定めることのご承認をお願いするものであります。当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、役員退職慰労金規程に基づく退職慰労金相当額を含むものといたします。

この改訂は、社会経済情勢の変化に鑑み、当社の事業規模・業績の動向、役員の員数及び今後の事業計画等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

なお、取締役（監査等委員でない取締役）の個人別の具体的金額・支給の時期等の内容は、内規として「役員報酬の算定方針」として定めており、事業計画及び業績の水準をもとに、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割、職責、貢献度及びインセンティブを総合的に勘案して、取締役会による決議により決定する方針であります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員）3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> まるやま りょういち 丸山 良一 (1962年2月14日)	1984年3月 当社入社 2009年1月 当社 執行役員 コーティング&プラスチック本部長補佐兼東日本本部長 2011年3月 当社 取締役 コーティング&プラスチック本部長 2019年1月 当社 取締役 物流本部長 東日本事業所長 2021年3月 当社 上席執行役員 物流本部長 東日本事業所長 2023年4月 当社 上席執行役員 物流本部本部長 東日本事業所長 色彩創造センター長 2025年3月 当社 常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	1,000株
<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b></p> <p>丸山良一氏は、当社の役員（上席執行役員、取締役、監査役）を歴任し、物流本部長として当社の業務を統括するなど経営の一端を長年にわたり担ってまいりました。これらの豊富な実務経験と社内業務に精通した深い知見は、取締役の職務執行に対する適切な監督・監査に資するものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、本議案が承認されますと、本株主総会終了後に開催予定の監査等委員会において、常勤監査等委員及び監査等委員会委員長に選定される予定です。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	<p>新任 社外</p> <p>よこやま たいぞう 横山 泰三 (1956年9月2日)</p>	<p>2012年7月 右京税務署長</p> <p>2015年7月 大阪国税局徴収次長</p> <p>2016年7月 大阪国税局徴収部長</p> <p>2017年8月 公益社団法人東納税協会副会長兼専務理事 (現任)</p> <p>2017年9月 税理士登録、横山泰三税理士事務所 所長 (現任)</p> <p>2019年6月 中山福株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>横山泰三税理士事務所 所長</p> <p>中山福株式会社 社外監査役</p> <p>公益社団法人東納税協会副会長兼専務理事</p>	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>横山泰三氏は、税理士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。また、他法人の社外監査役を歴任するなど企業統治に関する実務経験を備えており、加えて、公益社団法人等での活動を通じた社会貢献の視点も有しております。これらの専門的知見と高い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営を監督・助言いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として適任であると考え、新たに選任をお願いするものであります。</p>			
3	<p>新任 社外</p> <p>うえはら ちひろ 上原 千尋 職制上の氏名</p> <p>ほんだ ちひろ 本田 千尋 (1980年5月16日)</p>	<p>2010年8月 弁護士登録、関西合同法律事務所 入所</p> <p>2019年1月 株式会社グランドウース 入社</p> <p>2019年6月 株式会社グランドウース 常勤監査役</p> <p>2021年1月 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 入社 法務部長</p> <p>2024年5月 南大阪法律事務所 入所</p> <p>2025年5月 株式会社JRC 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2026年2月 プログレ法律特許事務所 入所 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>プログレ法律特許事務所</p> <p>株式会社JRC 社外取締役 (監査等委員)</p>	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>本田千尋氏は、弁護士として培った法的な専門知識に加え、上場会社の法務部長を歴任するなど、企業法務及びコンプライアンスに関する豊富な実務経験を有しております。これらの専門的知見と実務経験に基づき、当社の事業活動を法務面から適切に監督・監査いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として適任であると考え、新たに選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」は、2025年12月31日現在の当社株主名簿による株式数を記載しております。
3. 横山泰三氏及び本田千尋氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
4. 当社は、本議案が承認可決されますと、横山泰三氏及び本田千尋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、本議案が承認可決されますと、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等損害賠償責任保険契約を締結する予定であります。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員）の報酬額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額35,000千円以内と定めることのご承認をお願いするものであります。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の具体的金額・支給の時期等の内容は、内規として「役員報酬の算定方針」として定めており、各監査等委員である取締役の役割及び職責を勘案して、監査等委員会による決議により決定する方針であります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、取締役 郡司哲雄氏及び監査役 廣瀬裕氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、取締役 郡司哲雄氏及び監査役 廣瀬裕氏の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における内規に定める相当額の範囲内で退職慰労金を支給いたしたいと存じます。

本議案は、当社が定める役員退職慰労金規程に従い、取締役会の審議を経て決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
郡司 哲雄	2011年3月 当社 取締役 2022年3月 当社 代表取締役（現任）
廣瀬 裕	2023年3月 当社 監査役（現任）

第9号議案 会計監査人選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役間の協議により決定した内容に基づいております。監査役が清陽監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同監査法人が、当社の会計監査人として求められる専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準、監査業務の継続性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年12月31日現在)

名 称	清陽監査法人		
事 務 所	主たる事務所 東京都港区西新橋一丁目2番10号 西新橋アネックスビル2階 その他の事務所 —		
沿 革	2011年2月 設立 2016年7月 九段監査法人と合併 2018年12月 英国に本部を置く Baker Tilly International に加盟		
概 要	出 資 金	13,500 千円	
	構 成 人 員	社 員	代表社員 9名 社 員 9名 職 員 公認会計士 45名 その他 11名 合 計 74名
	関 与 会 社	金融商品取引法・会社法監査対象会社	14社
		会社法監査対象会社	25社
		学校法人監査	4法人
		その他監査対象会社等	40法人

(注) 当社と候補者とは、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査契約を締結しております。

以 上

(別紙)

現行定款・変更案 新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) ~ (6) (条文省略) <u>(7) 損害保険代理業</u> <u>(8) 不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業</u> <u>(9) 前各号に関連するコンサルタント業務</u> <u>(10) 前各号に付帯関連する事業</u>	第2条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) ~ (6) (現行どおり) <削除> <u>(7) 不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業</u> <u>(8) 前各号に関連するコンサルタント業務</u> <u>(9) 前各号に付帯関連する事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <新設> <新設>	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 <削除> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 ~ 第12条 (条文省略)	第6条 ~ 第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 ~ 第18条 (条文省略)	第13条 ~ 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>12名以内とする。</u>	第19条 (取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役は除く。)</u> <u>は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することがで	第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することがで

現 行 定 款	変 更 案
<p>きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 （条文省略）</p>	<p>第23条 （現行どおり）</p>
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。<u>但し</u>、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし</u>、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第25条～第26条 (条文省略)	第25条～第26条 (現行どおり)
第27条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した <u>取締役及び監査役</u> がこれに記名押印又は電子署名する。	第27条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した <u>取締役</u> がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
第29条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第29条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
<新 設>	第30条(重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第30条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査等委員会
第31条(監査役の数) <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	<削 除>
第32条(監査役の選任) <u>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削 除>
第33条(監査役の任期) <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削 除>
第34条(監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第35条（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜削 除＞</p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第32条（常勤の監査等委員）</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p><u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第34条（監査等委員会の決議方法）</u></p> <p><u>監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第35条（監査等委員会の議事録）</u></p> <p><u>監査等委員会の議事の経過の要領及び結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第36条（監査等委員会規程）</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第37条（会計監査人の選任）</u></p> <p><u>会計監査人の選任は、株主総会の決議によって、選任する。</u></p>
	<p><u>第38条（会計監査人の任期）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>1. <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第39条（会計監査人の報酬）</u></p> <p><u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第73期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>会社法第427条第1項の規定により、第73期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>
<p style="text-align: center;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">以 上</p>

# 事業報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）における世界経済は、米国新政権の政策運営に伴う不透明感が強まり、大きな影響を受ける一年となりました。とりわけ、米国の関税措置に伴ういわゆる「トランプ関税ショック」がグローバルな通商環境に多大な変化をもたらし、ウクライナ情勢に端を発したロシアと欧州の経済的断絶と相まって、経済の分断が一段と加速いたしました。

わが国経済におきましても、インバウンドの増加や新政権への期待による株高など、緩やかな改善は見られましたが、コメを始めとした食品価格の高騰や飲食・物流業界などの人手不足を背景にした構造的な物価上昇が継続し個人の消費マインドは引き続き低迷しております。加えて、地政学的リスクの常態化や、期中に実施された米国の関税措置が自動車産業をはじめとする製造業の業績を下押しする要因となるなど、先行き不透明な状況が続きました。

この様な状況のもと、当社グループは2025年度を初年度とする第8次三ヶ年経営計画に基づき、酸化チタンを始めとする無機顔料など新規取り扱い製品の拡大や新規市場への参入を目指した展示会への出展などによるマーケティング活動、DX投資によるデータ管理の効率化等の重点施策に取り組む、グローバルマーケットにおける「色と光の専門商社」としての基盤強化と市場の拡大に努めて参りました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高は26,623,603千円（前期比2.8%増）となりました。利益については、営業利益865,432千円（前期比7.2%増）、経常利益896,439千円（前期比2.8%増）、当期純利益618,695千円（前期比4.0%減）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は23,161千円であり、その主なものは次のとおりであります。

機 械 及 び 装 置：本社ビルにおける駐車場設備の投資

工 具、器 具 及 び 備 品：主として、サーバーの追加購入

リ ー ス 資 産：社有車のリース取引の開始

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分により総額220,500千円の資金調達を行いました。このほか、運転資金として金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

なお、2025年12月15日開催の当社取締役会において、新たにインドネシア共和国において子会社を設立することを決議しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第70期 (2022年12月期)	第71期 (2023年12月期)	第72期 (2024年12月期)	第73期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高 (百万円)	24,344	25,004	25,891	26,623
経常利益 (百万円)	551	834	872	896
当期純利益 (百万円)	416	432	644	618
1株当たり 当期純利益 (円)	234.34	264.05	420.15	392.79
総資産 (百万円)	15,074	14,856	15,277	16,037
純資産 (百万円)	4,688	5,379	6,022	7,184
1株当たり 純資産 (円)	2,645.30	3,507.99	3,926.80	4,425.30

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済み株式総数により算出しております。

2. 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第70期(2022年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
Yamamoto Trading (Thailand) Co., Ltd.	15,000千 タイバーツ	49.0%	化学品卸売事業
Yamamoto Trading (Shanghai) Co., Ltd.	6,613千元	100.0%	化学品卸売事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「Colorful」をブランドキーワードに、カラー関連化学品を中核事業としています。グローバル化を推進し、塗料・インキ・プラスチックなど幅広い業界で市場深耕を図っています。持続的成長と企業価値向上のため、以下の課題に取り組みます。

- ① 海外サプライヤーの安定確保と商材ラインナップの拡充
- ② 営業活動のデータ分析・DX化
- ③ グローバル人材の育成・確保
- ④ 国内市場構造変化への適応
- ⑤ 品質・在庫・取引先信用に関する統合的管理
- ⑥ 地政学・自然災害・感染症等へのレジリエンス

#### (5) 主要な事業内容

当社は、化学品卸売事業の単一のセグメント事業として営んでおり、主として外部から仕入れた化学製品を販売しております。主な取扱品目は以下のとおりです。

- ・有機顔料、染料などの色材
- ・紫外線吸収剤、分散剤などの添加剤
- ・溶剤、アミン、触媒などの基礎化学品
- ・色彩計測機器などの関連製品

これらの製品を、塗料・インキなど「色」に関連する業界を中心に、多様な業種の顧客に販売しております。また、タイ・中国・韓国・台湾・香港・マレーシア・ベトナムに子会社を展開し、国内外で事業を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場

##### ① 当社

本 社	大阪市中央区
東 日 本 事 業 所	東京都千代田区
中 部 日 本 事 業 所	名古屋市中村区
物 流 セ ン タ ー	大阪府東大阪市

##### ② 重要な子会社

Yamamoto Trading (Thailand) Co., Ltd.	タイ国 バンコク市
Yamamoto Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中華人民共和国 上海市

(7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	△1名	39.8歳	13.8年

(8) 主要な借入金の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社 三菱UFJ銀行	600,000 千円
株式会社 みずほ銀行	500,000
株式会社 三井住友銀行	600,000
株式会社 りそな銀行	952,798
株式会社 関西みらい銀行	370,000
株式会社 みなと銀行	300,000
株式会社 南都銀行	200,000
株式会社 商工組合中央金庫	200,000
株式会社 日本政策金融公庫	58,720

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年7月18日、東京証券取引所 TOKYO PRO Market に当社普通株式を上場いたしました。

2. 株式の状況（2025年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 7,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 1,795,000株（自己株式を含む）

(3) 株主数

普通株式 37名（前期末比16名増加）

（注）上記株主数には自己株式を含んでおりません。

(4) 大株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山本通産従業員持株会	602,412	37.10
大阪中小企業投資育成株式会社	300,000	18.48
センカ株式会社	110,000	6.78
石川 吉之助	91,000	5.60
渡部 和則	84,700	5.22
石川 恵津子	71,000	4.37
郡司 哲雄	35,300	2.17
上野 嘉人	28,000	1.72
久保 泰幸	27,790	1.71
金井 直美	25,000	1.54

(注) 1. 当社は、自己株式を 171,398 株保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2025年3月11日開催の取締役会において、2025年3月28日を基準日とする普通株式1株を10株に分割することを決議しました。これに伴い、株式分割の割合に応じて発行可能株式総数を増加させるために、会社法第466条の規定に基づき、2025年3月28日開催の定時株主総会の決議により、当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

この結果、発行可能株式総数は7,000,000株に、発行済株式の総数は1,615,000株増加し1,795,000株となりました。

② 自己株式の処分

当社は、2025年6月13日開催の取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場に伴う特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分に関する決議を行い、90,000株の自己株式の処分を行いました。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状態

##### (1) 取締役及び監査役の状態（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	石川 吉之助	
代表取締役社長	郡司 哲雄	業務全般
専務取締役	久保 泰幸	営業部門管掌、第2営業本部長
常務取締役	上野 嘉人	管理本部管掌、管理本部長
取締役	橘高 茂樹	物流本部管掌、経営企画室長
常勤監査役	丸山 良一	
監査役	廣瀬 裕	税理士法人広瀬 社員会長

- (注) 1. 監査役 廣瀬 裕氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 廣瀬 裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
3. 久保泰幸氏は、2025年3月28日開催の第72期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
4. 丸山良一氏は、2025年3月28日開催の第72期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同株主総会終了後開催の監査役間の協議において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、2025年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
上席執行役員	森尾 浩伸	人事総務部長 兼 内部監査室長
執行役員	今津 有揮	グローバル営業本部長
執行役員	山口 美博	第1営業本部長

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬についてはその限度額を株主総会で決議しており、各取締役に対する個人別の報酬については、「役員報酬・賞与の算定方針」を定め報酬体系や報酬水準を明示するとともに、職務内容や当社の財務状況等を勘案の上、取締役会の審議により決定しております。

当社の監査役の報酬についてはその限度額を株主総会で決議しており、各監査役に対する個人別の報酬については、「役員報酬・賞与の算定方針」を定め報酬体系や報酬水準を明示するとともに、職務内容や当社の財務状況等を勘案の上、監査役間の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	144,900 (-)	144,900 (-)	- (-)	- (-)	5名 (1名)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,800 (2,400)	7,800 (2,400)	- (-)	- (-)	2名 (1名)
合 計 (うち社外役員)	152,700 (2,400)	152,700 (2,400)	- (-)	- (-)	7名 (1名)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、株主総会において 220,000 千円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、株主総会において 20,000 千円以内と決議いただいております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当事業年度において取締役又は監査役に対し支払った役員退職慰労金はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役 廣瀬 裕氏は、税理士法人広瀬の社員会長であります。税理士法人広瀬と当社との間には、税務顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社の税務業務には関与しておらず、同法人内においても当社の情報は共有されていないため、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、当社と税理士法人広瀬との取引額に重要性はなく、同税理士法人の規模に比して少額であります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	主な活動状況
社外監査役 廣瀬 裕	当事業年度開催の取締役会 20 回のうち 18 回に出席し、他の上場会社の社外役員の経験と税理士としての財務・会計に関する専門的知見に基づき発言を行っております。また、同氏は常勤監査役・内部監査室長と定期的な会合を開き、監査役間の意見交換や内部管理体制の状況を把握するとともに、必要な助言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

該当事項はありません。

なお、当社は清陽監査法人と株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づく監査契約を締結しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法上の大会社に該当していないため、法令上要請される「業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する取締役会決議は行っておりません。しかしながら、内部統制システムの構築は重要な経営課題と認識しており、会社法上要請される内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しており、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保することを基本的な考えとしております。

### (2) 内部統制システムの運用状況

定款をはじめとする社内諸規程を整備し業務の有効性と効率性の向上を図るとともに、財務報告の正確性と信頼性の向上を目指した内部統制システムを整備し運用しております。また、法令順守の企業活動を実践するため、コンプライアンス推進委員会を設置するなどの活動を通じた役職員に対する教育啓蒙活動や監査役監査・内部監査・監査法人による会計監査を通じた会社財産の適切な管理と保全状況のモニタリング活動を整備しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款に剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めは設けていないため、該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	12,436,352	流 動 負 債	7,546,413
現 金 及 び 預 金	614,611	支 払 手 形	347
受 取 手 形	133,656	電 子 記 録 債 務	546,749
電 子 記 録 債 権	1,659,627	買 掛 金	3,118,474
売 掛 金	4,423,812	短 期 借 入 金	3,300,000
商 品	5,298,560	1年内返済予定の長期借入金	226,511
前 渡 金	886	リ ー ス 債 務	4,732
前 払 費 用	16,898	未 払 金	95,072
関係会社短期貸付金	201,968	未 払 費 用	25,468
そ の 他	87,007	未 払 法 人 税 等	126,558
貸 倒 引 当 金	△ 677	契 約 負 債	1,364
固 定 資 産	3,601,175	預 り 金	32,181
有 形 固 定 資 産	262,068	賞 与 引 当 金	62,900
建 物	115,854	そ の 他	6,052
機 械 及 び 装 置	6,248	固 定 負 債	1,306,187
工 具 、 器 具 及 び 備 品	10,006	長 期 借 入 金	255,007
土 地	116,202	リ ー ス 債 務	10,652
リ ー ス 資 産	13,756	繰 延 税 金 負 債	652,350
無 形 固 定 資 産	25,866	退 職 給 付 引 当 金	112,977
商 標 権	954	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	275,200
ソ フ ト ウ エ ア	24,912	負 債 合 計	8,852,600
投資その他の資産	3,313,240	( 純 資 産 の 部 )	
投 資 有 価 証 券	2,517,280	株 主 資 本	6,002,934
関係会社株式	237,144	資 本 金	96,500
関係会社長期貸付金	23,484	資 本 剰 余 金	196,564
前 払 年 金 費 用	408,137	資 本 準 備 金	21,750
そ の 他	127,193	そ の 他 資 本 剰 余 金	174,814
		自 己 株 式 処 分 差 益	174,814
		利 益 剰 余 金	5,796,874
		利 益 準 備 金	18,687
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,778,186
		別 途 積 立 金	500,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,278,186
		自 己 株 式	△ 87,004
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,181,992
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,181,992
資 産 合 計	16,037,527	純 資 産 合 計	7,184,927
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,037,527

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,623,603
売 上 原 価		23,818,466
売 上 総 利 益		2,805,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,939,704
営 業 利 益		865,432
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,099	
受 取 配 当 金	74,861	
為 替 差 益	5,509	
デリバティブ評価益	8,074	
そ の 他	31,747	126,292
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,625	
電 子 記 録 債 権 売 却 損	32,622	
上 場 関 連 費 用	16,697	
そ の 他	4,340	95,285
経 常 利 益		896,439
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	38,708	38,708
税 引 前 当 期 純 利 益		935,147
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	310,933	
法 人 税 等 調 整 額	5,518	316,451
当 期 純 利 益		618,695

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	96,500	21,750	-	21,750	18,687	500,000	4,674,827
当期変動額							
剰余金の配当							△ 15,336
当期純利益							618,695
自己株式の処分			174,814	174,814			
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							
当期変動額合計	-	-	174,814	174,814	-	-	603,359
当期末残高	96,500	21,750	174,814	196,564	18,687	500,000	5,278,186

(単位：千円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	5,193,514	△ 132,689	5,179,074	843,077	843,077	6,022,152
当期変動額						
剰余金の配当	△ 15,336		△ 15,336			△ 15,336
当期純利益	618,695		618,695			618,695
自己株式の処分		45,685	220,500			220,500
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)				338,915	338,915	338,915
当期変動額合計	603,359	45,685	823,859	338,915	338,915	1,162,775
当期末残高	5,796,874	△ 87,004	6,002,934	1,181,992	1,181,992	7,184,927

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	30年
機	械 及 び 装 置	10年
工	具、器具及び備品	5年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計算しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員等の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、化学品卸売事業の単一事業であり、主として外部から仕入れた商品の販売を行っております。

商品の販売に関して、当社は、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### (法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度まで「未払費用」は「未払金」に含めて表示しておりましたが、表示内容をより適切に表示するため、区分して表示する方法に変更しております。なお、前事業年度の「未払費用」は、23,104千円であります。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	79,511	千円
土 地	116,202	
計	195,714	

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	1,400,000	千円
1年内返済予定の長期借入金	98,720	
長 期 借 入 金	30,000	
計	1,528,720	

2. 有形固定資産の減価償却累計額 160,588千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd.	—	千円	(*1)
Yamamoto Trading (Shanghai) Co.,Ltd.	223,419		
計	223,419		

(\*1) 当社は、Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd.の金融機関からの借入に対して、40,000千円を限度とする債務保証を行っておりますが、当事業年度末における同社の金融機関からの借入はありません。

4. 関係会社に対する金銭債権、債務

(1) 短期金銭債権	455,968	千円
(2) 長期金銭債権	23,484	千円
(3) 短期金銭債務	8,058	千円

## 5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期日手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	1,684千円
電子記録債権	160,195千円
電子記録債務	148,460千円

### (損益計算書に関する注記)

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

売上高	753,827千円
仕入高	542,830千円
営業取引以外の取引高	46,921千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,795,000株（自己株式を含む。）

(注) 当社は、2025年3月11日開催の取締役会において、2025年3月28日を基準日とする普通株式1株を10株に分割することを決議しました。これにより、発行済株式の総数は1,615,000株増加しております。

#### 2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 171,398株

(注) 当社は、2025年6月13日開催の取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場に伴う特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分に関する決議を行い、90,000株の自己株式の処分を行いました。

#### 3. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	15,336,020円	100円	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 当社は、2025年3月31日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「1株当たり配当額」は株式分割前の配当額で記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	97,416,120円	60円	2025年12月31日	2026年3月27日

4. 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

5. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、商品評価損、投資有価証券評価損、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金などであり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用及びその他有価証券評価差額金などです。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほかに、車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、化学品の卸売事業を行うための事業計画に照らして、必要な運転資金及び設備投資資金を主に取引金融機関からの借入により調達しております。一時的な余剰資金は預金又は安全性の高い金融資産で運用しているほか、事業目的による取引先の株式取得により、資金の運用を行っております。デリバティブ取引は、為替リスク等の市場リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、売掛金、電子記録債権、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、金額的重要性の乏しい金融商品については、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 投資有価証券 (注) 1 その他有価証券	2,507,770	2,507,770	—
(2) デリバティブ取引 (注) 2	8,074	8,074	—

(\*) 負債で計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	9,500 千円
出 資 金	10

(注) 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( ) で示しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券及び関係会社株式				
その他有価証券				
株式	2,498,099	-	-	2,498,099
債券	9,671	-	-	9,671
デリバティブ取引				
通貨関連	-	8,074	-	8,074
資 産 計	2,507,770	8,074	-	2,515,844

## (2) 時価で貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
売掛金	-	4,423,812	-	4,423,812
電子記録債権	-	1,659,627	-	1,659,627
資 産 計	-	6,083,439	-	6,083,439
買掛金	-	3,118,474	-	3,118,474
短期借入金	-	3,300,000	-	3,300,000
負 債 計	-	6,418,474	-	6,418,474

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## ① 売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金

売掛金、電子記録債権、買掛金及び短期借入金の時価は、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## ② 投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び地方債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## ③ デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Yamamoto Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接 100%	営業上の取引 社員の出向 管理費の負担 コミッション 契約 債務保証	商品の販売 (注1)	533,135	売掛金	182,170
				商品の仕入 (注1)	232,554	-	-
				人件費及び管理 費の支払 (注2)	20,171	-	-
				コミッション料 (注2)	416	-	-
				債務保証 (注3)	223,419	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格等を参考に決定しております。

2. 業務内容等を勘案して両社協議のうえ決定しております。

3. 金融機関からの借入金に対し債務保証を行っており、子会社からの保証料の授受は行っていません。

4. 子会社との取引のうち、重要性の乏しい取引については、記載を省略しております。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産 4,425円30銭

1株当たり当期純利益 392円79銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(国際最低課税額に対する法人税等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

## 監査役の監査報告

### 監 査 報 告 書

私たち監査役は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 当社と監査契約を締結する清陽監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、清陽監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、清陽監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和8年2月27日

山本通産株式会社

監査役（常勤） 丸山 良一 ㊞

監査役（社外） 廣瀬 裕 ㊞

以 上



### 株主総会会場ご案内図

【会場】 大阪市中央区博労町1丁目7番16号

y t cビル 8階

TEL : 06-6252-2131



【交通】 地下鉄 堺筋本町駅 3番出口より徒歩約5分

地下鉄 長堀橋駅 1番出口より徒歩約5分